

霧島市条例第 11 号
令和 4 年 3 月 31 日

霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年霧島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「単身の従業員」の次に「で、かつ、市税を滞納していない者」を加える。

第11条第2項を次のように改める。

- 2 使用料は、毎月末日（12月分にあつては、翌年の1月4日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付しなければならない。

第11条第4項中「第15条」を「第16条」に改める。

第21条を第25条とし、第20条を第24条とし、第19条を第21条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第22条 住宅及び共同施設（以下次条において「当該住宅等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下次条において「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第23条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 住宅の入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
- (2) 当該住宅等の維持保全に関する業務
- (3) その他当該住宅等の管理に関して市長が必要と認める業務

第18条を第20条とする。

第17条第1項第4号中「第19条」を「第21条」に改め、同項第5号中「15日」を「1月」に改め、同項第6号中「第15条、第16条」を「第16条から第18条まで」に改め、同条を第19条とする。

第16条中「15日」を「1月」に改め、同条を第18条とし、第17条として次の1条を加える。

第17条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第15条の見出し中「保管義務」を「保管義務等」に改め、同条第5項中「又は増築してはならない」を「若しくは増築し、又は敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長が特別な事由があると認めて承認したときは、この限りでない」に改め、同項の次に次の2項を加え、同条を第16条とする。

6 市長は、前項の承認をするに当たり、入居者が当該住宅を明け渡すときに当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべき旨の条件を付するものとする。

7 入居者は、第5項ただし書の承認を得ずに当該住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は敷地内に工作物を設置したときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(督促)

第12条 家賃又は入居者負担額を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 督促を受けた入居者は、前項の規定により指定された期限までに当該家賃又は入居者負担額に督促手数料を添えて納付しなければならない。

3 督促手数料の金額は、100円とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。